

議案第 67 号

川崎市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例等の一部を改正する条例

(川崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第 41 条の見出し中「第 15 条の 3 第 2 項」を「第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」に改め、同条第 1 項中「第 15 条の 3 第 2 項」を「第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」に改め、同項第 3 号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第 41 条の 2 の見出し中「あん分」を「<sup>あん</sup>按分」に改め、同条第 1 項中「あん分」を「按分」に改め、同条第 2 項中「あん分」を「按分」に改め、「避難の指示等」の次に「（以下この項において「避難の指示等」という。）」を加え、「被災年の」を「被災年（以下この項において「被災年」という。）の」に、「以後 3 年」を「から起算して 3 年」に、「各年度」を「各年度とし、同項に規定する被災市街地復興推進地域が定められた場合（避難の指示

等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

附則に次の4項を加える。

(平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例)

25 法附則第30条第6項から第8項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次のとおりとする。

- (1) 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、前項第1号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (2) 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、前項第2号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (3) 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前号の規定の適用を受けるものを除く。)については、前項第3号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

26 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が附則第24項第1号から第3号まで及び前項第1号から第3号までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

27 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第66条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第70条及び第71条の規定を除く。）を適用する。

28 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成29年川崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中附則第24項を附則第28項とし、附則第14項から附則第23項までを4項ずつ繰り下げる改正規定を次のように改める。

附則第28項を附則第32項とし、附則第27項を附則第31項とする。

附則第26項中「第24項第1号」を「第28項第1号」に改め、同項を附則第30項とし、附則第25項を附則第29項とし、附則第14項から附則第24項までを4項ずつ繰り下げる。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中川崎市市税条例第23条の改正規定及び次項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

### (個人の市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第23条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例第41条の2第2項の規定は、平成28年4月1日以後に発生した地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、平成29年度分の固定資産税に係る新条例第41条の2第2項及び川崎市市税条例第51条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「1月31日」とあるのは、「1月31日（平成29年度分の固定資産税に係る申出にあつては、平成29年7月31日）」とする。
- 4 第1条の規定による改正前の条例第41条の2第2項の規定により、平成28年4月1日前に発生した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋

の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

5 新条例附則第25項の規定は、平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成29年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第26項から第28項までの規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

7 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを川崎市市税条例第66条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（同条例第70条及び第71条の規定を除く。）を適用する。

8 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の所得割の税率を改定すること、軽自動車税の税率の特例措置を延長すること等のため、この条例を制定するものである。